

定款一部変更について

・変更理由

1. 昨年度に一般社団法人琉球びんがた普及伝承コンソーシアムを設立し運営を行ってきた中で、定款の規定と実態に乖離が生じている部分の解消を目的とする。
2. 定款を実態に即した形に変更することで、柔軟な運営を可能にし業務の効率化を図る。

変更箇所	変更前	変更後	変更点
第2章第4条(3)(4)(5)(6)	<p>(3) 市民・民間企業の琉球びんがたに対する知的財産権に関する意識向上を図るための事業</p> <p>(4) 政府、地方自治体、民間企業、各種団体等との連携を図り、IT技術および知的財産権等のビジネスモデルを応用することにより、従来にはない効果的で効率的な琉球びんがたのビジネスモデル構築を実現するための事業。</p> <p>(5) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(6) 前各号に定める業務のほかに、当法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(3) 市民・民間企業の琉球びんがたに係る知的財産権に対する意識向上を図るための事業</p> <p>(4) 政府、地方自治体、民間企業、各種団体等との連携を図り、IT技術および知的財産権等のビジネスモデルを応用することにより、従来にはない効果的で効率的な琉球びんがたのビジネスモデル構築を図り、琉球びんがたの技術伝承の促進を実現するための事業</p> <p>(5) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(6) 前各号に定める業務のほかに、当法人の目的を達成するために必要な事業</p>	赤字部分を修正・追加。
第3章第5条(4)	<p>第5条 当法人の会員は、次の4種とする。</p> <p>(4) クリエイター会員 当法人の事業理念に共感し、連携して活動を行う職人又は工房・デザイナー等。社員総会に参加できるが、議決権は有さない。</p>	<p>第5条 当法人の会員は、次の3種とする。</p> <p>(4) の削除</p>	クリエイター会員の削除
第3章第6条	正会員、準会員、賛助会員、クリエイター会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込むものとする。	正会員、準会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込むものとする。	クリエイター会員の削除
第3章第7条2	2 準会員、賛助会員、クリエイター会員は、会則規則において別に定める会費等を納入しなければならない。	2 準会員、賛助会員は、会則規則において別に定める会費等を納入しなければならない。	クリエイター会員の削除
第4章第15条	総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事由がある時は、専務理事がこれに当たる。	総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故がある時は、専務理事がこれに当たる	誤字の修正
第4章第17条(5)	<p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	なし	<p>(5) の削除</p> <p>(5) の規定によれば、1名ずつ承認決議を経るかまたは、選挙の様な方法で決議しなければならない、役員選任だけで人数分議案を決議することになってしまうため、役員を一括上程し選任を行う方法に変更。</p>
第5章第24条145	理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。	<p>理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了するときまでとする。</p> <p>5 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。</p>	任期の変更、4、5の追加

第6章第32条	なし	2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。	理事会、決議の省略の追加
第8章第40条	この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決権により変更することができる。	この定款は、総会において、 総正会員の半数以上 であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により変更することができる。	定款17条と整合性をとるため「定足数」を追加
第11章第48・49条	(最初の事業年度) 第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和2年3月31日までとする。 (設立時社員の氏名又は名称及び住所) 第49条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。 沖縄県南城市佐敷字新里202番地 城間栄市 沖縄県那覇市首里寒川町一丁目35番地7 平良一	なし	記載する必要がないため削除
	沖縄県那覇市首里山川町一丁目112番地	沖縄県那覇市久米一丁目4番17号	住所変更